

知財法務の勘所 Q & A（第100回）

パテントリンケージ制度下における行政機関への 情報提供行為と不正競争防止法

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 山内 真之

Q パテントリンケージ制度下における特許権者による行政機関への情報提供行為が不正競争行為に該当するか否かについて、最近、東京地方裁判所による2件の決定と、知的財産高等裁判所による1件の決定がなされたと聞きました。これらの決定の内容と相互の関係について、教えてください。

A はじめに

令和7年8月13日、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」）は、医薬品のバイオ後続品の製造販売承認申請に関連して、先行バイオ医薬品の特許権者が厚生労働省（以下「厚労省」）等に対して特許権侵害の可能性を告知した行為が不正競争防止法に違反するかどうか争われた仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件（令和7年（ラ）第10003号。以下「本件抗告審決定」）において、原決定を維持し、抗告を棄却する決定を下しました。本決定は、パテントリンケージ制度下における特許権者による行政機関への情報提供行為が、そもそも不正競争防止法（以下「不競法」）2条1項21号にいう「営業上の信用を害する虚偽の事実を告知」に該当しないと判断した点で、原審である東京地方裁判所の決定（令和6年（ヨ）第30028号。以下「原審決定」）及び同じく東京地方裁判所の並行事件における決定（令和6年（ヨ）第30029号。以下「並行事件決定」）とは異なる解釈を示しました。本稿では、この知財高裁の決定を中心に、原審決定からの変更点、及び並行事件決定との違いに焦点を当てて、その意義を深く掘り下げていきます。

1. 事件の背景と経緯

本件は、債権者（抗告人）であるサムスン バイオエピス カンパニー リミテッド（以下「サムスン」）が、債務者（相手方）であるリジェネロン・ファーマシューティカルズ・インコーポレイテッド（以下「リジェネロン」）に対し、不競法3条1項に基づき、リジェネロンによる情報提供行為の差止仮処分を求めた事案です。

リジェネロンは、特許第6855480号及び特許第7233754号という二つの特許権（併せて「本件特許権」）を有しており、これらの特許は「抗VEGFで処置された加齢黄斑変性症に罹患している患者の臨床転帰に遺伝変異型に関連付ける方法」に関するものでした。リジェネロンの関連会社であるバイエル薬品株式会社は、これらの特許に関連する先行バイオ医薬品として「アイリーア硝子体内注射液40mg/mL」（以下「債務者製品」）を2012年11月から販売しています。